

【公告】住所不明組合員のみなし自由脱退について

次に該当する組合員は、「住所不明組合員のみなし自由脱退に関する規約」第3条第1項に基づき、2026年3月31日付で脱退手続きをいたします。

1 対象となる組合員

富山県学校生活協同組合では、年1回「出資金残高等に関する案内」を送付し、組合員の所在確認を行っています。この通知が基準日以前の3年間3回とも、宛先不明で返却され、他の連絡手段もとれず、2年以上利用・増資・住所変更がなされていない組合員が対象です。

2025年12月20日基準日 3名

2 公告期間

2026年1月5日～2026年2月28日

3 対象組合員の名簿閲覧と問い合わせ

該当すると思われる方は、上記期間内に学校生協までお問い合わせください。対象者名簿は組合員及び組合員と同一生計を営む家族のみ閲覧が可能です。

4 公告期間終了後の処理

本公告期間内に所在が確認出来なかった組合員については、脱退の予告があったものとみなし、富山県学校生活協同組合定款10条により理事会で確認を行い、次の総代会に報告します。

5みなし自由脱退処理後の対応

みなし自由脱退処理後に、当該組合員本人から申し出があれば、組合員としての権利は復活し、出資金は脱退基準日の残高で組合員名簿に登録します。

* 定款第9条

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

* 定款第10条

組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する事ができる。

*「住所不明組合員のみなし自由脱退に関する規約」第3条第1項

学校生協は、前条に定める所在確認の手続きの結果、毎年12月20日を基準日として、所在確認ができない、かつ、2年以上、継続して学校生協の事業利用や出資金の増減資、及び組合員情報変更の実績がない組合員について、理事会の確認に基づき「みなし自由脱退対象者」とすることができます。

[お問合わせ先]

富山県学校生活協同組合 総務課 電話 076(451)5351

2025年12月26日

富山県学校生活協同組合
理事長 飯野 義明